

# 債権総論2

## 弁済 その2

明治学院大学法学部教授

加賀山 茂



# 前回の復習

## 弁済の位置づけ 準占有者に対する弁済



# 債権の消滅の中での弁済の位置

債権の消滅原因	法律行為	契約		③更改			
				代物弁済 供託 (①弁済に含まれる)			
		単独行為	債権者の単独行為	④免除			
			債務者の単独行為	②相殺 消滅時効の援用			
	いわゆる準法律行為		①弁済	法律行為	契約	債権譲渡 債務引受	
					単独行為	法人設立 現金支払	
				事実行為	競業禁止, 労務に服すること		
	事件		⑤混同				
			責めに帰すべきでない履行不能, 消滅時効				



# 権利外観法理

民商法の中で最も重要な法原理のひとつ

## ■ 意味

- 真の権利者が過失で真実と異なる外観を作出した場合、その外観を信じた**第三者**を保護するために外観通りの効果を認める理論。

## ■ 要件と効果

- 第三者が信じた外観どおりの効果が認められるためには、第1に、**真の権利者に帰責事由**があり、第2に、**第三者が善意かつ無過失**であることが必要である。

## ■ 具体例

- 心裡留保，虚偽表示，表見代理，準占有者に対する弁済



# 権利外観法理の3類型

- 民法93条, 109条, 480条型(真の権利者立証型)
  - 権利外観通りの効果が生じる。ただし, 第三者が悪意または過失があることを真の権利者が立証した場合はこの限りでない。
- 民法110条, 現行478条型(第三者立証責任型)
  - 権利外観通りの効果が生じるためには, 第三者は, 善意かつ無過失であることを立証しなければならない。
- 民法112条型(立証責任分散型)
  - 権利外観通りの効果は, 第三者が善意であれば生じる。ただし, 善意の第三者に過失があることを真の権利者が立証した場合には, この限りでない。



# 準占有者に対する弁済の立証責任

民法旧478条→民法480条→民法現行478条

## 民法478条

- 旧第478条
  - 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス
- 現第478条(債権の準占有者に対する弁済)
  - 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

## 民法480条

- 第480条(受取証書の持参人に対する弁済)
  - 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。



# 弁済の時期



# 弁済（履行）の時期

## ■ 第412条（履行期と履行遅滞）

- ①債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- ②債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
- ③債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。





# 弁済の時期の応用例

1. 金銭消費貸借契約において、借金の返済について確定期限があるときは、借主は、期限が到来したときから遅滞の責任を負う(民法412条1項)。
2. 金銭消費貸借契約において、借金の返済について不確定期限があるとき、例えば、出世払いの場合には、借主は、期限が到来したことを知った時(出世できたこと、又は、出世できないことを確信した時)から、遅滞の責任を負う(民法412条2項)。
3. 金銭消費貸借契約について、借金の返済について期限の定めがないときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる(民法591条)。貸主が定めた相当期間が経過したときから借主は、遅滞の責任を負う(民法412条3項)。
4. 債務者である借主は、期限の利益を放棄できるので(民法136条2項)、借主は、いつでも返済をすることができる(民法591条)。



# 弁済の順序



# 弁済の順序

## ■ 第533条（同時履行の抗弁）

- 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。
- ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

## ■ 第624条（報酬の支払時期）

- ①労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。
- ②期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。

## ■ 第633条（報酬の支払時期）

- 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。
- ただし、物の引渡しを要しないときは、第624条第1項〔報酬の支払時期・労務の提供の後〕の規定を準用する。



# 同時履行の抗弁権と留置権

- 留置権は、物権か、引渡拒絶の抗弁権か？

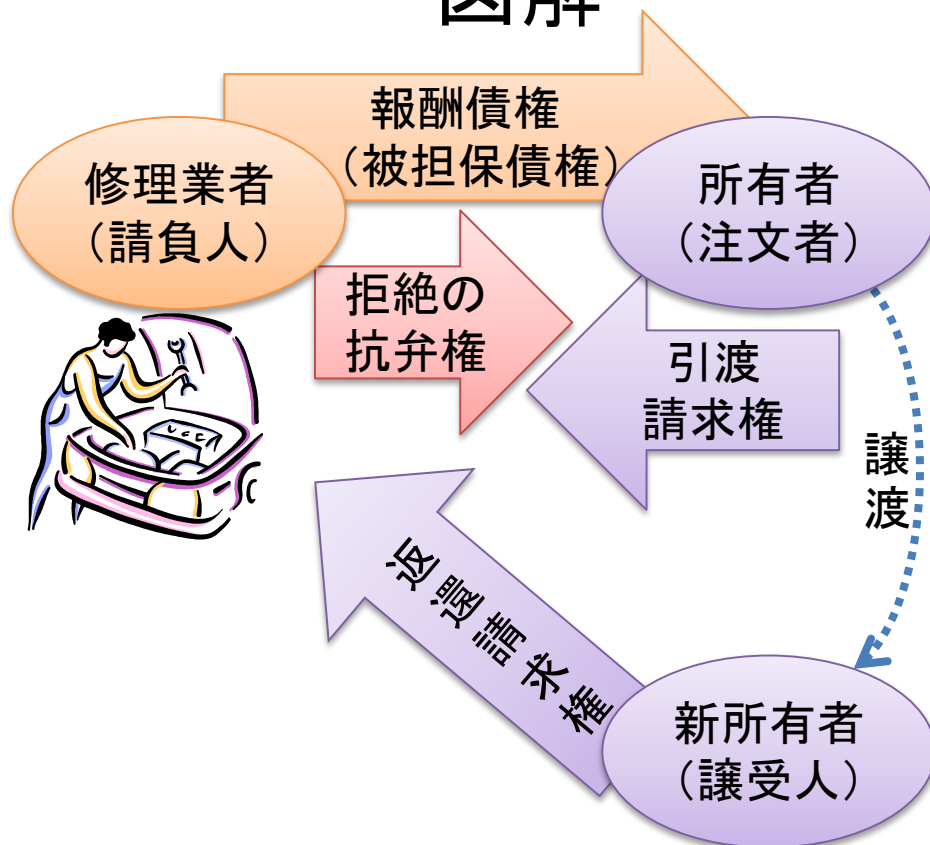
- 通説

- 物権として説明する。
  - しかし、留置権には物権の権能としての、使用・収益・換価・処分 of どれの権利も備わっていない。

- 加賀山説

- 債権上の引渡拒絶の抗弁権として説明する。
  - 同時履行の抗弁権と同様の拒絶の抗弁権である(引換給付判決によって同時履行が実現される)。
  - 留置権は、占有の継続をもって、第三者にも対抗できる抗弁権である。
  - 第三者との間での引換給付判決を通じて、事実上の優先弁済権が実現される。

## ■ 留置権の典型例の図解



# 同時履行の抗弁権の適用範囲

## ■ 準用

- 負担付贈与(民法553条)
- 契約が解除された場合の両当事者の原状回復義務(民法546条(契約の解除と同時履行), 692条(終身定期金の解除))

## ■ 類推

- 双務契約の無効・取消しの場合の原状回復義務(最三判昭28・6・16民集7巻6号629頁, 最一判昭47・9・7民集26巻7号1327頁)
- 弁済と受取証書(領収書)の交付(民法486条)との関係(大判昭16・3・1民集20巻163号)



# 不安の抗弁権(1/2)

## ■ ドイツ民法321条

- 双務契約の成立後に、先履行義務者の相手方の財産状態が悪化し、債務の履行が期待し得なくなった場合には、先履行義務者は、相手方の履行請求に対し、自己の債務の先履行を拒絶できる。

## ■ わが国の民法の規定

- **第576条**(権利を失うおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶)

- 売買の目的【物】について権利を主張する者があるために買主がその買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。



# 不安の抗弁権(2/2)

- **第577条**(抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶)
  - ① 買い受けた不動産について抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。
  - ② 前項の規定は、買い受けた不動産について先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。
- **第578条**(売主による代金の供託の請求)
  - 前2条〔買主の代金支払拒絶権〕の場合においては、売主は、買主に対して代金の供託を請求することができる。



# 弁済の充当





# 弁済の充当

## ■ 弁済充当の意味

- 債務者が同一の債権者に対して、同種の内容の数個の債務を負担している場合(例えば、借金債務が数口ある場合)、および、
- 1個の債務の弁済として数個の給付をしなければならない場合(例えば、賃料債務の数か月分など)に、
- 債務者が弁済として提供した給付が、全部の債務を消滅させるに足りないときに、どの債務の弁済にあてるかを定めること。

## ■ 第490条(数個の給付をすべき場合の充当)

- 1個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前2条〔弁済の充当の指定、法定充当〕の規定を準用する。



# 弁済者による指定弁済充当

## ■ 第488条（弁済の充当の指定）

- ①債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。
- ②弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- ③前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。



# 法定の弁済充当（任意規定）

## ■ 第489条（法定充当）

- 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。
  - 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
  - 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
  - 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したものの又は先に到来すべきものに先に充当する。
  - 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。



# 利子付きの債務の弁済充当（優先）

- **第491条（元本，利息及び費用を支払うべき場合の充当）**
  - ①債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において，弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは，これを順次に費用，利息及び元本に充当しなければならない。
  - ②第489条〔法定充当〕の規定は，前項の場合について準用する。



# 弁済の充当に関する比較法

## ■ UNIDROIT Art. 6.1.12 - 支払いの充当

- (1) 同一の債権者に対して複数の金銭債務を負う債務者は、支払時に、その支払いが充当されるべき債務を指定することができる。ただし、この支払いによって、まず、諸費用に、次に、利息に、最後に元本に充当される。
- (2) 債務者が前項の指定をしない場合には、債権者は、債務の弁済期が到来しており、かつ、争いがないものであるときは、支払いの後の相当な期間内に、債務者に対して、支払いが充当される債務を指定することができる。
- (3) 前2項の充当が存在しない場合には、支払いは、以下の基準のひとつを満たす債務であって、かつ、以下に示された順序の債務から充当される。
  - (a) 支払期の到来した債務、または、最初に支払期が到来する債務
  - (b) 債権者が最小の担保しか有しない債務
  - (c) 債務者にとって最も負担の大きい債務
  - (d) 最初に発生した債務
- 前記の基準のいずれをも満たさない場合には、支払いは、すべての債務に、比例的に充当される。



# 弁済充当の方法

## 1. 合意による充当

- 民法に明文の規定なし。契約自由の原則による。

## 2. 費用・利息・元本に関する充当

- 民法491条(1がない場合の優先規定)
- 当事者の一方による指定(民法488条)に優先する

## 3. 当事者の一方の指定による充当

- 民法488条(1, 2がない場合の規定)

## 4. 法定充当

- 民法489条(1, 2, 3がない場合の任意規定)
- 3があっても, 弁済者が異議を述べた場合を含む。



# 弁済充当の練習問題

## (2006年度司法試験問題)

- AがBに対して100万円の甲借入金債務と200万円の乙借入金債務を負っている場合における弁済充当に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。
1. 両債務とも利息付きの場合、Aは、Bに対して50万円を支払うと同時に、これを乙債務の元本の弁済に充当することを指定することができる。
  2. AがBに100万円を支払ったが、弁済の充当指定をしなかったため、Bが受領の時にこれを甲債務の弁済に充当する旨をAに告げた場合、Aは、直ちに異議を述べて、乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
  3. 両債務とも無利息であり、甲債務の弁済期が到来しており、乙債務の弁済期が未到来の場合、Aは、Bに100万円を支払うと同時に、これを乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
  4. 甲債務の弁済期が到来し、乙債務の弁済期が未到来の場合、AがBに150万円を支払ったが、ABともに弁済の充当指定をしなかったときは、甲債務が無利息、乙債務が利息付きであれば、150万円全額が乙債務の弁済に充当される。
  5. 両債務とも無利息で弁済期の定めがないが、甲債務が乙債務より先に成立した場合、AがBに150万円を支払ったが、ABともに弁済の充当指定をしなかったときは、50万円が甲債務の弁済に、100万円が乙債務の弁済に充当される。



# 活用すべき文献

- 組織のリーダーは何をすべきであり、何を  
してはならないか
  - P.F.ドラッカー(上田惇生訳)『非営利組織  
の経営』ダイヤモンド社(2007)
  - フィッシャー=ユーリー(金山宣夫, 浅井和  
子訳)『ハーバード流交渉術』三笠書房  
(1990)
- 法律家のものの考え方
  - カイム・ペレルマン, 江口 三角(訳)『法律  
家の論理—新しいレトリック』木鐸社  
(2004)
- 民法の入門書(DVD付)
  - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社  
(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での  
助っ人
  - 我妻栄=有泉亨『コンメンタール民法』〔第3  
版〕日本評論社(2013)
  - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐  
閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
  - 佐藤孝幸『実務契約法講義』民事法研究  
会(2012)
  - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社  
(2009)
- 債権総論の優れた教科書
  - 平井宜雄『債権総論』〔第2版〕弘文堂  
(1994)
- 債務不履行に関する文献
  - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学  
出版会(1971)
  - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」  
と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民  
商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65  
頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消  
権, 連帯債務, 保証の文献
  - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社  
(2011)

